

# 第55回 民間資金等活用事業推進委員会 議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 第55回 民間資金等活用事業推進委員会 議事次第

日 時：令和3年5月17日（月）10:00～11:44

場 所：オンライン開催

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) PPP／PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）（案）について
- (2) 多様なPPP／PFI手法導入を優先的に検討するための指針  
（令和3年改定版）（案）について
- (3) 各種ガイドライン改正（案）について
- (4) 事業推進部会からの報告
- (5) 今後の進め方について

### 3. 閉 会

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第55回「民間資金等活用事業推進委員会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、ありがとうございます。

最初に河野行政改革担当大臣より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河野大臣 今日はお忙しい中御参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

平素からPPP/PFI推進に様々な御協力をいただいていることも、改めて感謝申し上げたいと思います。

全国的に多くの自治体で人口が減少しているという現実、さらには今回のこの新型コロナウイルス感染症の影響で多くの自治体が財政的にも大変厳しい状況に置かれているのが現実でございます。

そういう中で、公的な負担をいかに抑えていくか、そして、新たなビジネスを生み出して地域を活性化していく。そういう意味でもPPP/PFI、非常に重要になってくると思います。

そんな中で、新型コロナウイルスで様々な影響が出ております。このPFI事業の中でも損害を受けている部分があります。それをどのように分担をしていくかというガイドラインをきちんとお示しをするというのは重要な国の施策だと思っておりますし、この地域の行政あるいは金融機関、なかなかPFIといってもノウハウがない、あるいは人材がないというところの現実もある中で、いかにそういうところをサポートするか。専門家を送ったり、様々なノウハウを共有していく。どのようにやっていったらいいのかということも考えていかなければなりません。

今日は、そうしたPFIを推進するためのアクションプラン、あるいはこの新型コロナウイルスで受けた影響をどのように分担をしていくのかという各種のガイドライン、そうしたことについても御議論をいただきたいと思います。全く新しい新型コロナウイルスというものがいろいろなところに、経済・社会に影響を及ぼしているわけでございますから、これまでの考え方にとらわれることなくPPP/PFIをいかに推進することができるか、それが地域の活性化にどのようにつなげていくことができるのか、活発な御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

大臣は次の公務のためにここで退席させていただきます。

○河野大臣 よろしく願いいたします。

(河野大臣退室)

○事務局 それでは、これより議事に入りますので、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○事務局 それでは、これより再開させていただきます。

本日は、現委員数9名のうち、全委員に御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、委員会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、議事に先立ちまして、事務局であります内閣府PPP/PFI推進室より本日の資料について御連絡させていただきます。本日の資料のうち、アクションプラン等に係る資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3-1、資料3-2、参考資料5及び本日の議事録につきましては、アクションプラン等の改定内容に直接関わりますので、例年どおり6月頃に予定されておりますPFI推進会議においてアクションプランの改定が了承された後の公表とさせていただきます。御承知おきください。

それでは、以後の議事につきましては飯島委員長に進めていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○飯島委員長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

まず初めに議事（1）及び議事（2）について、事務局より資料の説明をお願いします。

○波々伯部参事官 委員の皆様、おはようございます。内閣府PFI推進室の参事官をしております、波々伯部でございます。

それでは、私から議事（1）と議事（2）につきまして、一括して御説明をさせていただきます。

議事（1）の関係は資料1-1から1-5でございます。資料1-1が概要、資料1-2がアクションプランの本文の案です。1-3が前年度版からの修正版になっております。1-4と1-5は昨年アクションプランのフォローアップに関する資料ということになっております。議事（2）の関係は資料2でございます。優先的検討の指針の改定案ということでございます。今日は時間の都合上、資料1-1をベースに後ろのほうの資料も少し触れながら御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-1の概要でございますけれども、まず頭でございます「1. 趣旨」でございます。先ほども大臣からの挨拶の中でもございましたが、コロナ禍で国や自治体の財政事情、これは一層厳しさを増しておりますけれども、PFIは引き続きこうした中でも有効であることや、あるいはPFI推進委員会でこの1年間、コロナの中でのPFI事業への影響などを踏まえた対応策などについて検討してきた経緯を追記しております。

「2. PPP/PFI推進に当たっての考え方」でございます。コロナで空港などの分野は大変影響を受けておりますけれども、将来的なインバウンドの成長が期待される分野、それから、上下水道など生活関連分野における公共施設等運営事業の活用推進が引き続き必要であること。また、社会・経済の変化に伴って制度面のネックとなっているようなことがあれば、今後もPFIの利点が最大限発揮されるよう見直しを図っていくことが必要な旨を引き続き記載しております。

次に「3. 推進のための施策」でございます。（1）が制度面での見直しということで

ございますけれども、今回、後の議事で御説明をさせていただきますが、新型コロナの影響への対応ですとか、あるいはこの4つ目の○になりますSPC株式等の流動化の意義などを盛り込んだガイドラインの改正を予定しております。そうした改正したガイドラインを周知するなど、必要な取組を進めてまいりたいということでございます。3つ目の○でございますけれども、道路や学校などキャッシュフローを生み出しにくいようなインフラへのPFI導入を進めるために、包括的民間委託や、管理状況などの指標の達成度に連動して管理者から事業者へ支払いを行う指標連動方式、海外ではアベイラビリティペイメント方式とも呼んでおりますけれども、こちらの導入について、モデル事業の実施やガイドライン等の策定を行ってまいりたいということでございます。

次に(2)でございます。こちらは議事(2)と関連いたしますけれども、資料2も併せて御覧いただきたいと思っております。こちらは一定の公共施設の整備を行う際にPFIを優先的に検討することを公共団体の内部で定めております優先的検討規程につきまして、これまでは平成27年に定めたPFI導入を優先的に検討するための指針の中におきまして、人口20万人以上の団体を対象としてその策定を求めてきたところでございます。

しかし、参考資料5の5ページになりますけれども、優先的検討規程の策定・運用及びPFIの実施状況について、これまで優先的検討規程の策定を求めてきたのが、こちらの真ん中の小計より上の20万人以上の団体ということでございます。こちらは例えば一番右のPFIを実施した団体数で言いますと、65%を超えて大体3分の2の団体においてPFIが実施されているということでございますが、今後はこの下の欄、人口20万人未満の団体への普及、これがまだ1割をようやく超えたぐらいということでございますので、こちらへの普及が課題となっているということでございます。

このため、今般、この人口20万人未満の自治体への普及を進めるために、まずは20万人未満といいましてもいろいろな規模の団体がございますけれども、この青枠で囲んでいるところ、こちらが10万人以上20万人未満の自治体でございます。合わせて156団体ございますけれども、こちらにつきましては一番右の数字、PFIの実施率で言いますと約4割になっているということなど、比較的優先的検討を実施する環境が整っていると考えられるということで、今般これまでの先ほど御覧いただいた資料2の指針、こちらを改めまして、優先的検討規程の策定が求められる団体を10万以上の団体まで拡大することとしたいということでございます。今後は改定後の指針に基づきまして、全ての人口10万人以上の自治体に令和5年度までの優先的検討規程の策定を促すこととしたいと考えてございます。

資料1-1の(2)の最初に書いてある、人口10万人以上の自治体について令和5年度までの策定を促すというところの御説明でございました。

なお、これに伴いまして3つ目の○でございますけれども、優先的検討規程に基づきPFIの検討を実施した団体数というKPIは、これまでは人口20万人以上の団体数に相当する181団体を目標にしておりましたけれども、今後は人口10万人以上の団体数に相当する334

団体を目標としたいと考えております。また、(2)の2つ目の○でございますけれども、国としましてもこうした自治体への支援策をいろいろと打っていきたいということで、小規模な自治体へのPFI導入に向けた支援といたしまして、小規模自治体向けの優先的検討規程の策定・運用の手引というものを今後策定してまいりたいと思います。

なお、参考資料4として、今日は時間の都合で中身の紹介は省略させていただきますけれども、これまで内閣府の支援事業を基に、小規模自治体における優先的検討規程の運用定着のポイントと事例をまとめております。これにつきましては、今後、この優先的検討規程策定の要請とともに各自治体などに周知をしてまいりたいと考えているものであります。

その他の施策でございますけれども、参考資料5の6ページでございます。これは各分野別の交付金等の交付に当たりまして、PFIの検討を要件化する分野を拡大していくということ、下の表で言いますと、この所管省庁の右の欄になりますけれども、PFI導入要件化と書いてある分野の○が書いてある分野を拡大していくということ。それから、PFI事業実施の手の委託に要するアドバイザー費用につきましては、特に小規模団体にとっての負担が大きいという御指摘もあります。こちらについても各事業の交付金の対象に含めて支援を拡大していくという取組を進めてまいりたいと考えております。

次のページ、これはPFI事業の契約書に関しての情報提供ということで、いろいろな契約書のデータを内閣府で集めまして、こちらを整理したものをホームページ上で提供していくということでございますとか、次のページでございますけれども、専門の人材の活用ということで、地方公共団体職員の中でPFIの業務経験を持った方を国で評価・認定をし、これを他の自治体に派遣するスキームを構築いたしまして、この7月からの運用開始を目指して準備を進めているところでございます。

こうした取組を進めるほか、資料1-1にまたお戻りをいただきまして、今、3.(2)の各支援策について補足で御説明をさせていただいたところでございますけれども、こちらの(6)株式会社民間資金等活用事業推進機構、略称PFI機構の活用といたしまして、今後地域の金融機関のファイナンスに関してのノウハウの問題、こちらのネックを解消するために、このPFI機構から地域の金融機関の職員を対象とした研修を実施するというのを新たに検討してまいりたいと思っております。

次に、戻っていただいて(3)の地域プラットフォーム等を通じたPFIの推進ということでございます。地域の自治体、金融機関、事業者、有識者で構成される地域プラットフォームにつきましても人口20万人未満の自治体の参画を今後重点的に図ってまいりたいと考えております。具体的には、令和3年度からの3年間で地域プラットフォームに参画する人口20万人未満の団体数を550団体とすることなどを目標として取り組んでまいりたいということでございます。

そのほか、(2)の下から3つ目の○でございます。この後の議事でまた説明いたしますけれども、現在、事業推進部会でこれまで検討を進めてまいりまして、今般策定したこ

の事後評価等マニュアル、こちらについて関係自治体に周知をし、次期事業の検討に生かしてもらうように促してまいりたいということでございますとか、（４）の民間提案の積極活用の中での民間提案推進マニュアル、（７）その他に書いてございます非保有手法についての基本的な考え方、こちらは今般、事業推進部会で検討し取りまとめたマニュアル等がございますので、こちらを周知して適切な活用を促してまいりたいと考えております。

以上が「３．推進のための施策」についての説明でございます。

次、「４．集中取組方針」ということでございます。この章につきましては、公共施設等運営事業、コンセッション事業等に関して、これを集中的な取組として、これまで10の重点分野を定めて集中強化期間というものを設けて、その期間の中での数値目標を設定して取り組んできたところでございます。

資料１－４を御参考にさせていただきたいのですけれども、３ページ目に公共施設等運用事業の主な進捗状況ということで、先ほど申し上げた10の重点分野が、左側の空港以下の10分野でございます。現在も数値目標の達成に向けて取り組んでいる分野がこのピンク色で塗られたところの5分野でございます。

これらの分野のうち、上下水道やMICEなどの施設につきましては、令和３年度が目標年度の最終年度ということで、現在その目標の達成に向けて取り組んでいるところであります。右側に進捗状況が記載されておりますけれども、例えば水道分野におきましては、宮城県におきまして上下水道一体でのコンセッション、大阪市につきましては水道と工業用水のコンセッション、いずれも来年の４月からの運用開始に向けた手続が現在進められているところでございます。下から４つ目のクルーズ船旅客ターミナルの施設につきましては、現在コロナの影響により我が国への寄港がほとんどない状況が続いているということで、今後の動向等を見極めて改めて数値目標を検討することとしているところであります。下から２つ目の公営水力発電につきましては、鳥取県で初めての公共施設等の運営事業が開始されたところでありますが、それ以外にも民間譲渡や民営化の検討が進められているところであります。こうしたその他の民間活用の形態を含む在り方の検討を令和４年度までに３件進めるということで、今回新たな目標として取り組むこととしております。

次に、同じ資料１－４の１ページ、アクションプランの概要では最後の「５．事業規模目標」のところなのですけれども、資料１－４の最初のページがこれまでの進捗状況でございます。事業規模目標につきましては、平成25年度から令和４年度までの10年間の事業規模を21兆円とする目標を立てて取り組んできたところでございます。こちらの表の一番左の欄が目標の欄になりますけれども、今般、令和元年度末までの実績を集計し、一番右の下にございます23.9兆円、こちらが令和３年度末までの累計の数値でございます。先ほど申し上げました目標の21兆円、こちらを３年前倒しで達成をしたといったところでございます。類型別の目標で見ますと、類型Ⅰの公共施設等運営事業でございます。こちら

は目標の7兆円に対しまして11.6兆円ということで、大幅に今回上回っているところがございます。内訳なのですけれども、特に関空、伊丹、福岡、北海道7空港といった大規模空港から見込まれる収入の寄与が非常に大きいというのが特徴でございます。

このように、事業規模目標は今回達成をしたということなのですが、引き続き、冒頭も触れましたが、国・地方の厳しい財政状況等の中でPFIを全国的に普及させていくことの課題がまだ残っております。地方部への浸透などが不十分といった現状を踏まえて、この令和4年度以降の新たな目標の設定について、その推進実現のための方策とともに今後検討を行っていくこととしております。また、その旨をアクションプランの本文にも記載をしているところでございます。資料1-1の概要の最後のところに記載している文章がそれに当たるところでございます。こうした中身を本文にも記載しております。

その他、資料1-5につきましては、今年のアクションプランの昨年度末時点での進捗状況についてまとめたものでございますけれども、こちら、令和2年度中に措置したものですとか今後の予定について記載したものを赤字の太字で記載しております。今般は時間の都合上、説明については割愛をさせていただきたいと思っております。

以上が議題(1)と(2)に関する説明でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

上村敏之委員、お願いいたします。

○上村敏之委員 御説明ありがとうございます。

幾つかあります。最初に、現在のアクションプランですけれども、事業規模の目標に達したということで、とてもよかったと思っております。ただ、中身を見ると空港のコンセッションの規模が非常に大きくて、そういう意味では事業規模は空港にかなり依存してしまっている。そういうこともあって、今後は規模のみならず、事業数も新しいKPIにしていくべきだと思います。現在のアクションプランはもう目標を達成していますので、今後の新しいアクションプランの策定を目指すべきだと思います。

次に、地方公共団体への展開ですけれども、優先的検討規程の導入によって団体数を増やしていくことがKPIになっているわけですが、それはそれでよいとしても、ここでも事業数を見ていく必要があると思われました。優先的検討規程が入ってもそれで終わっている団体もあるわけで、実際に事業展開をしていただく必要があります。したがって、事業数もKPIに含むべきだと思います。

さらに、今後広域化がとても重要になります。そのため、地方公共団体が共同で事業を展開できるような形を目指していくことが重要かと思っております。これは横の連携、つまり市町村同士の連携と、縦の連携、都道府県と市町村の連携があるわけですが、どちらも容易になるように体制を取るべきだと思います。



その意味でも人材認定と派遣というものについては重要だと思いました。ただ、派遣ができるかは、かなり地域的な分布も気になっています。現実的には、例えば市町村で言うと政令市はかなり進んでいますので人材は豊富にいると思われそうですが、中核市にどこまでいるのかが気になります。恐らく今後こういうことを進めていくとなると、政令市と中核市を中心にして近隣公共自治体に派遣できる仕組みをどのように取るのかということになるかと思えます。特に中核市は横並び意識が非常に強いので、それを利用した展開が重要かと思えます。

あと、こういう時代ですので、オンライン派遣ができればよいなと思いました。オンライン派遣ならば近隣に限らず、例えば中核市であるとネットワークを全国に展開するという形で、規模的に同じような公共団体で情報交換が可能になる仕組みを取るとよりよいように思いました。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員 御説明ありがとうございました。

2点あるのですけれども、もしかすると議題（3）の話かもしれないので、その場合はそちらに回していただければと思います。まず、伺ったところで、PFIの契約書をウェブに掲載するというのは非常にいい取組だと思いました。ただ、懸念は、PFIを進めるときにいろいろな情報を集めなければならなくて、そのたくさんの情報に埋もれてしまうかもしれないと思います。ここにこういういいものがありますということマニュアルに分かりやすく記載し、広く周知するなど、せっかくいい情報があるのにそこまで到達しないところは避けていただきたいと思いました。

2点目なのですけれども、SPC株式の流動化について、地域企業を含む事業参画、地域の活性化と書いてあるのですが、逆に国内外の大企業が株式を取得して、地域の富やあるいは国の富が域外に流出する可能性はないのでしょうか。今の段階では多くはそんなに収益の出るプロジェクトではないので問題ないかもしれないのですけれども、例えば空港で、新千歳空港などは今はコロナの影響を受けていますが、相当収益が出るのではないかと思うのですが、そういったリスクというものはあるのかということをお教えください。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございました。

御質問については後ほど事務局からお答えさせていただきます。

北詰委員、お願いします。

○北詰委員 簡単に申し上げます。人口規模が小さい自治体に広げるときに、皆さんも御存じだと思いますが、プロジェクトの規模が場合によっては小さくなってしまっていて、民間企業側からすると利益率も悪くて魅力が乏しいというものも当然出てくるわけですから、そういった中でも民間企業にとって魅力的な組成をするということになると、例えば

非採算部門や補助金でカバーできるようなところと民間企業が実力を発揮できるところを仕分けるときに、かなり民間に魅力的なほうに仕分けをしなければいけないといった点があるかと思いますが、その辺もぜひ御配慮いただければと思います。

あわせて、一者入札になる可能性が高いですので、一者入札になっても競争性が確保されクオリティーが高くなるように、例えば加点項目の最低点を決めるなどといったところについても御配慮いただき、かつアドバイザー企業はこの場合は入れるのか、先ほどあった専門人材の育成でしのぐのかはそれぞれに事情はあると思いますが、地域コンサルタントでありますとか地元コンサルタントで、地域の事情をよく知っているがPFIのノウハウがそれほどないといった企業のアドバイザーの実力も高めていくような工夫が要るのかなと考えました。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 青山学院大学の山口と申します。

今ほど北詰委員から最後にお話があったコンサルティング会社の話に関連して、これから自治体へのPPP/PFIの積極的な支援を行っていくということで、自治体の規模や事業範囲の広がりということで、これから件数がどんどん増えていくようにしていきたい。そうした場合に、発注者側の自治体と受注者側の民間事業者をつなぐコンサルティング会社の役割は非常に重要になってくると思うのですが、現在の事業の中でもコンサルティング会社は玉石混交な状況があって、十分な知見を有してなくて、実際に案件を担当しているケースがみられます。私も事業者選定委員を何件もやっていますが、そういったところでコンサルティング会社が事業の内容やスキームを理解していないケースもみられます。

この辺りは、これまでこの推進委員会もそうですし、計画部会も事業推進部会もそうなのですが、発注者である自治体と受注者である民間事業者にかなり焦点を当てた議論をしているのですが、コンサルティング会社に焦点を当てた議論はほとんどしていないので、これから経験のある自治体や民間事業者からのヒアリングも踏まえた上で、コンサルティング会社の業務についてどういった問題があるのかということも少し整理をしていただいて、コンサルティング会社の能力の底上げもこれからやっていかないと、事業の裾野を広げて案件が増えただけで結局中身を見ると非常に質の悪いものになっているということになると、やってみただけでも結局PPP/PFIはあまり意味がないという話になりかねないので、案件の量だけでなく質も高めていくというところで少し検討を進めていく必要があるのではないかと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

ほかにはございませんか。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員 上村でございます。

先ほど、谷口委員もお話しになったのですけれども、SPCの株式の流動化というところで、どういったガイドラインを新たに決めるのかは非常に大事なところだと思います。このコロナの影響を受けて、いろいろ株式のSPCの流動化も今までとは考え方を変えて流動化しながら、PFI事業を推進、持続していくことが求められると思います。それがある程度外資規制、あるいは外資だけではなく流動化させる相手先の持続性や事業を継続させる担保をどのように誰がどうジャッジしていくのか。その後も含め一旦流動化されますとかなり小分けになっていく可能性もあると思いますので、流動といたしましてもどの程度の単位の中で流動化させるのかというのはしっかりガイドラインで決めるのは非常に大事なところだと思います。

もう一点は、このコロナウイルスの影響を受けて、多くのPFI事業が少し頓挫したり、非常に初めの思惑とは違うということがどんどん起きてきていると思います。それに対して、それぞれの個別の事情があったり、個別の融資判断があったり、個別の民間資金の投入のやり方があるので、なかなか十把一絡げには言えないかもしれません。しかし、あくまで民のリスクでやったのだからというようにあまり突き放してしまいますと、PFI事業自体がまたこれから先後退していくことになっても大変でございますので、突き放すのか、それとも何かの指針を出していくのか、一口に申し上げられないですけれども、いろいろな案件がこれから頓挫していくのが噴出していく可能性があると思いますので、それはそれで考えていかなければならない大きな問題だと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

それでは、いろいろと御提言をいただきましたので、事務局から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○松本審議官 おはようございます。審議官の松本でございます。

最初に、上村敏之先生から事業目標の定め方についてのお話がありました。後ほど議題（５）のところでお話ししたいと思いますが、推進委員会におきまして、特に計画部会におきましてこの秋から議論をしていただいて、進めていきたいと考えているところでございます。上村先生のおっしゃるように、今までマクロ的な目標を設定してきたというのは事実でございます。そうしますと、大きい事業をやると達成されるというようなことになっているわけですが、それだけでいいのかというのは私どもも大変思っております。ミクロ的にどのような目標を組み合わせ設定していくかというところの議論を進めていきたいと思っております。

また、PPP/PFIの際に広域化の話がありました。公共団体側で広域化するというのは結構難しい点もあるので、受け手側で広域化する手もあるわけでございます。そういう中

でPPP/PFIというのは活用する手だてとして出てくるのではないかと考えています。もちろん公共団体側で事業を統合して広域化するというのは、別途総務省で進めている状況でございます。

契約書の関係、谷口先生からございましたが、ホームページ等をしっかり整理して、分かりやすいようにしていきたいと思っております。

谷口先生と上村多恵子先生から株式の流動化のお話ございましたが、議題（3）で御説明申し上げますので、もう一度そのときに御議論させていただけたらと思っております。

それから、北詰先生から人口規模が小さい団体のPFIを進める際にプロジェクトは当然小さくなるだろうというお話がございまして、おっしゃる点、今20万人以上のところでは10億円以上が優先的検討の対象になっておりますが、小さい団体においては5億円以上とか、だんだん小さい事業でもやっているのは事実でございますので、そういうところでのように魅力的に進めていくかをしっかり私どもで検討してまいりたいと思っております。

山口先生からコンサルティングの話がございました。確かに今プレーヤーとして、地方公共団体、コンサルティングも地域企業に入るのかどうかもございますけれども、地元の地域企業、それから、地域の金融機関、この3者がしっかりノウハウ、人材を整備していかないと全国津々浦々まで、PFIを推進できる状態にならないのではないかとこの認識は持っております。そのような施策の中で、プラットフォームなども充実させながらコンサルティング会社の方々も含めて対応してまいりたいと思っております。

上村多恵子先生からコロナの影響、この点につきましては、ガイドラインの改正のところで御説明させていただいた上でまた御議論いただけたらと思っております。

事務局から概略は以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

私からも少しコメントをさせていただきます。我が国は現在、新型コロナの感染拡大防止、経済回復、財政の健全化の三兎を追い、いずれも実現しなければならない難しい局面にあると認識しております。その中で、皆さんもおっしゃっておりますように、行政サービスの効率化と質を両立するための手法として、先ほど河野大臣も触れられたように、PPP/PFIを活用することが今後益々有効な方策であり、これを上手く持続的な経済成長と生産性の向上につなげていかなければならないと理解しております。まず、コロナの影響を踏まえ、PPP/PFIの制度を使いやすくする。民間や地方公共団体にとっての取組へのハードルが少しでも低くなるよう、柔軟に見直していただくことが必要であると考えております。

次に、地方公共団体への導入促進ですが、人口20万人未満の地方公共団体への導入については、果して市町村単位で個別に検討させることが最適なのかは、民間企業の立場としては若干不安に思っております。高齢化、人口減少の環境の中で、既存インフラ施設の設

備更新需要に対処しつつ、利用者の納得を得られるような合理的な経営に結びつけるには、事業に一定の「規模感」と「透明性」を確保することが必要であると思っております。そのためには、「広域化」の視点、「DX」を通じた経営の効率化、見える化を担保した形でPPP/PFIを推進すべきと考えております。

ただ、「広域化」、「DX」のいずれも簡単な話ではなく、各省庁、都道府県、市町村が横断的に連携した対応が重要となりますので、この点もぜひ検討の中に入れていただきたいと思っております。

委員の皆さんは、まだ追加で何か御質問、御意見はございますか。

なお、この場で御発言いただけなかった委員の方には、後日、事務局に御意見、御質問等がございましたらメールで提出していただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、議事（3）の各種ガイドラインの改正案について、事務局から説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官 それでは、議事（3）の各種ガイドラインの改正案について御説明をさせていただきたいと思えます。資料で言いますと、資料3-1が今回のガイドライン改正案の概要でございます。資料3-2が改正の本文ということになっております。本文がかなり大部になりますので、これにつきましても概要を中心に御説明をさせていただきたいと思えます。

それに関連して、特に改正の一番大きなところのコロナの関係につきましても、今回参考資料3に入れさせていただいておりますが、前回も途中段階のもので御説明いたしましたが、新型コロナウイルスの影響などについて調査したものを事務局でまとめたものでございます。関連事項でございますので、こちらから簡単に御説明をさせていただきたいと思えます。

参考資料3でございます。冒頭、おめぐりいただきますと、これまでの経緯ということに若干触れております。先ほど上村多恵子委員から、こういったコロナの影響については、ある意味個々の事業者でのリスクの問題ということで突き放すのではなくという話もございました。内閣府といたしましては、そうした事業者からの声を受けて、昨年7月に関係自治体に緊急の通知を1回出してしております。通知の内容が資料になくて大変申し訳ないのですが、簡単に申し上げますと、一つは今回のコロナのような感染症も不可抗力に基本的には該当し得るのだという見解を述べております。これは管理者側の責めにも事業者側の責めにもどちらにも帰さないようなものは基本的には不可抗力だという考え方に基づけばそうだという見解を出したのと、従来のリスク分担のいろいろな考え方にそぐわないような著しい環境の変化がコロナによって起こっているのであれば、これは管理者側において事業者側とぜひ柔軟に協議をしていただきたいというお願いを7月に出しております。それがまず1点目。

2点目は、その後に8月から9月にかけて自治体へのアンケート調査を実施して、

どれぐらいの影響が今出ているのかということについてざくっとした把握をしております。それが2ページ以降なのですけれども、これは前回若干御説明させていただきましたので詳しい説明は省きますが、実施中のPFI事業の約23%でこの時点では何らかの影響を受けているという回答があったというものでございます。

今般、年明け以降、実際に管理者と事業者の間で協議が行われて契約の変更などが行われた事例について、突っ込んだ調査をしております。それが6ページ以降でございます。代表的な事例を6つつけておりまして、事例1と2は、サービス購入型という類型において施行期間の変更やそれに伴う増加費用などについて協議が行われ、例えば増加費用については管理者が負担するといった変更が行われたケースでございます。事例3につきましては、独立採算との混合型でございます。特に独立採算部分の収入の減少分、こちらを管理者が補填をしたようなケースを紹介しております。事例4が公共施設等運営事業、コンセッション方式でございます。こちらでも運営権対価の支払いを一部繰り延べるといった変更が行われたケースであります。事例5から7までは現在実施手続中のもので、これらについて改めて管理者側と事業者が協議をして、予定されていた事業内容やスケジュールについて見直しを行ったといった事例でございます。こちらを簡単に調査結果として取りまとめたものでございます。

こちらにつきましては、今回の改正ガイドラインとともに自治体にもフィードバックをして提供させていただいて、今後のコロナ禍におけるPFIのスキームづくりの参考としていただきたいということでございます。

前置きになりましたけれども、それでは、ガイドライン本体の改正案の説明に移ります。資料3-1でございますけれども、今、御紹介させていただいた調査結果なども踏まえて、1ページ目、新型コロナウイルス感染症の関係でございます。何点かこれまでのガイドラインで対応していないと思われるような箇所について今回見直しを行っております。

1つ目は不可抗力の考え方についてということでございますが、先ほども触れましたけれども、昨年7月の通知の中で基本的には不可抗力となり得るという見解を示しております。そちらの内容を反映するとともに、その具体的な範囲につきましては、下から2つ目のポツでございます。こちらは非常に難しい問題ですが、あらかじめ契約等でなるべく明記をしてほしいということと、個別具体的な事案が不可抗力に該当するかにつきましては、具体的な状況下における例えば公的な指針やそのときの状況などを考慮して、通常求められるような、つまり予防対策などをしたかどうかということで個別に判断すべきだということで考え方を示しております。

損害等を官民どちらで分担するのかということにつきまして、次のページでございますけれども、損害等の分担について、先ほど紹介しましたように、コロナの影響としては、例えば工期延長に伴う費用の増加あるいは施設の休館に伴っての収入の減少が問題になるケースが多いといったことで、これまでのように管理者と事業者が分担すべき損害という

ものの中には、物的な損害に限らず、それ以外の先ほど申し上げたような費用あるいは損失、そうしたものも含まれるということについて改めてガイドラインの中にも反映しております。また、2つ目のポツでございますけれども、損害額の算定においての必要な資料について、若干管理者側と自治体側でもめたケースが報告されておりますので、そうした資料の提出に関する規定についてもあらかじめ契約で定めておくことが必要といったことでございますとか、独立採算型の事業につきましては、この3つ目のポツでございますけれども、収入が一定の幅以上で増減した場合には、例えばその何%以上の振れたところでは管理者側の負担とするといったプロフィット・ロスシェアリングといった考え方の導入が、事業の特性によっては有効な場合があるということ追記などをしてございます。

なお、下の矢印でございますけれども、コンセッションなどコロナの影響が引き続き大きく、また長期化しているものにつきましては、その影響につきまして引き続きしっかり調査をして、今後安定的な運営を確保していく上で制度的なネックなどがないかどうかについて引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、(3) 契約変更の手続に関して、1つ目は、管理者側からは今回軽微な金額の変更などにつきましても毎回議会の議決を要したといったことで非常に負担だったという指摘がありました。ただ、これに関しましては、こうした軽微な変更の場合において、例えばあらかじめ専決処分事項として指定しておくといったことが現在も地方自治法上可能でございます。こうしたことについて紹介をするということですか、著しい事業環境の変化によって従来リスク分担の考え方が不適切になったと考えられる場合には、ぜひ見直しの協議を行っていただきたいということで、こうした場合の対応の規定についてもあらかじめ規定を設けておくことが望ましいということについて追記をしております。

以上が新型コロナ関係での改正事項ということでございます。

次に、3ページ以降がSPCの株式の流動化についての改正事項でございます。先ほどの議題(1)のところでも複数の委員の先生からも御指摘をいただきましたが、これまで推進委員会と計画部会を中心にこちらのテーマについては議論をさせていただきました。

これまでの経緯につきましては、参考資料5の1ページ目と2ページ目に簡単にまとめをさせていただいておりますが、これまでの委員会での議論におきましても、なぜ流動化をするのかというメリット・デメリットについて、事業者側としては確かに早期の資金回収等のメリットがあるといった指摘がある一方で、特に管理者側としては事業の継続性や公共性の担保といったことについて懸念があることから、これについては慎重に進めるべきだという意見もいただいたところであります。

また、次の2ページ目でございますけれども、昨年秋に内閣府が管理者と事業者双方にアンケートを実施したところ、事業者からは長期的に見れば資金負担の軽減などの理由から売却を検討しているとする事業者が一定程度存在したところでもありますけれども、ただ、短期的に売却を検討している事業者は少なかったといったことですか、あるいは管理者側につきましては、事業の継続性を阻害しないもののイメージとして、機関投資家で

すとか金融機関を挙げる回答がまだ少なかったと。また、事業の継続性を担保するもののイメージとしては、例えばSPCの代表企業に変更がないようなことを挙げる回答が多かったといった結果でございました。

こうしたこれまでの議論や調査結果を踏まえて、今般、これまでのガイドライン、主に運営権ガイドラインの中にこうした規定があるのですけれども、そこにおける株式の流動化に関しての項目に追記を行うこととしたものでございます。

資料3-1に戻っていただきまして、「2. SPC株式等の流動化関係」ということでございます。(1)は、これまでの議論の中でSPC株式流動化の意義が非常に分かりづらいという御指摘がございましたので、今般、このガイドラインにも丁寧に書き下しをしております。一つは、事業が経過するとともに、一定期間を経過すれば適切な株主や債権者の構成をしっかりと見直していくことが必要ではないかということですか、あるいは株式を譲渡できる環境が整備されることで、事業者の側からすれば資金調達等の円滑化や調達コストの低減が図られ、そのことが地域企業を含む事業者の参画のハードルが下がるといったことにもなりますし、また、競争が行われることで公的負担の抑制にもしっかりとつながっていくといったメリットがあることについて記載をしております。一方で、(2)の留意点でございまして、管理者側には事業の継続性の担保について懸念があるといったことを追記した上で、そうした点を踏まえて流動化の進め方についての留意点などについて(3)でまとめることとしております。

具体的には、現行のガイドラインにおきましてはこの管理者が承認する条件が既に書いてございまして、資料3-2はあまり詳しく説明するつもりはなかったのですが、議事(1)でも委員から御指摘があったので触れますと、こちらの27ページを御覧いただきたいのですが、26ページ、27ページが運営権ガイドラインの中における現在の株式流動化に関しての項でございまして、青く塗ってあるところが今回見直しを行った点でございまして、27ページの真ん中辺りに①、②と書いてあるところがあるのですが、これは管理者側と事業者との契約において、株式の譲渡が行われる際には管理者側の承諾を得ることという条項があった場合に、以下の条件を満たす場合には管理者側は承認するものとするという規定がガイドラインでございまして、1つ目が①で譲渡後の運営権者が引き続き公募時に設定された参加資格を満たす者であること、2つ目に株式の譲渡が事業実施の継続を阻害しないことという2つの条件をもともと示してございました。

先ほどの谷口先生からの御指摘に関連するのかもしれませんが、外資などが入ってきたときに、それをそのままそちらに持っていかれてしまわないのかといった御指摘がありましたけれども、例えばそうした外国の企業の参入に関する制限などが、事業の特性によっては現在でも応募時の参加資格という中にある程度ビルトインされているケースがございまして、今回例えば株式の譲渡が既存の企業から行われる場合にも、この①の条件で引き続き公募時に設定された参加資格を譲渡された後のSPCでもしっかりと満たしていただきたいという基準を示しておりますので、ある程度最初に設けられたハードルが引き続き満たされる



ことが条件にはなってくるのかなということでございます。この辺はこうした個別の契約である程度制限する手法ですとか、場合によっては安全保障上の理由などがあれば個別法で制限されているケースもあるかと思えますけれども、いずれにしても譲渡されたからといって従来の趣旨が没却されないようなスキームは可能だと考えております。

②の株式譲渡が事業実施の継続を阻害しないことということにつきましては、例えば譲渡される株式の割合などから見て運営権者の経営等の影響が小さいと客観的に認められるような場合、こうした場合には基本的には事業の継続を阻害しないと考えられるといった旨ですとか、あるいは譲渡に際して運営を受託されている企業が変わるといったケースにおいては、引き続き、必要な情報等の提供が適切に行われるなど引継ぎがしっかり行われるといったことに十分な留意が必要であるといった中身のことを留意事項として加えさせていただきます。

いずれにしても、最後のなお書き以下でございますけれども、株式譲渡が認められる具体的な基準については、有識者の意見など専門的な意見なども聴取しながら、あらかじめ協議して両方で決めていくことが望ましいといったことを記載させていただいております。

以上がSPC株式の流動化に関しての関係の改正事項の部分でございます。

概要のほうに戻っていただきまして、今、3ページの内容をほぼ御説明をさせていただきました。4ページ目の3つ目の改正事項でございます。こちらは公共施設等の運営権に加えて指定管理者の指定が行われるような場合に、現行のガイドラインにおきましては、実は指定管理者の業務範囲については、運営権の範囲と基本的に同一の内容で指定することが可能だとされているところがございますけれども、実際には業務内容を切り分けて指定されている例もあるようなことから、一部の自治体から指摘を受けまして、この運営権と異なる内容で指定することも可能な旨を念のため併記してほしいということでございましたので、その旨を追記したものでございます。

長くなりましたけれども、以上がガイドラインの案の内容の説明でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

谷口委員、よろしく願いいたします。

○谷口委員 御説明ありがとうございます。

2020年8月から9月に新型コロナの関係で自治体にアンケートをされたということなのですが、自治体はどちらかというと強い立場にあるのかなと思っていて、民間事業者、受け手の側が本当に困っているという状況があるのかもしれない、事業者事業者の事例は聞いていないのでしょうか。質問です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

事務局からお答えいただけますか。

○波々伯部参事官 民間事業者からも複数の会社から自治体とセットで意見を聞いてございます。まだそういう意味では分量としては少ないのでしょうかけれども、以下のような意見をいただいております。例えば各地で複数の事業を行っている事業者なのですが、自治体によって減収の補填等の支援の内容にかなりばらつきがあるのである程度統一してほしいという意見がございました。あるいは、今回事例の中にはありますけれども、施設の休館の指示などが発注者側から休館が決定されるケースもあるのですが、その判断が事業者側に委ねられてしまった場合や、休館をどちらが先に言い出すかによって、どちらがそれによる減収分を負担するのかといったことで変わってしまうのではないかと懸念があって、少しそういう意味では相手の様子をうかがっているケースがあるという御指摘だと思います。例えば緊急事態宣言が出れば、減収分については管理者側で補填するのだとか、そうしたことはあらかじめ協議して決めておくことが有効ではないかと思いません。今後もうちょっと事業者側からもいろいろな話を聞きながら、しっかり内容を把握していきたいと思えます。

○飯島委員長 上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員 このガイドラインの改正概要の中で、2ページの損害等の分担についてなのですが、プロフィット・ロスシェアリングという考え方を取り入れることが有益であるということなのですが、このプロフィット・ロスシェアリングという考え方はどのように考えるのか、御説明があったらお願いします。

それから、新型コロナだけではなく最近の台風や災害などという不可抗力、そういった損害も含まれると思うのですが、PPP/PFIコンセッションのある意味一番の特徴としては、民間なので損害保険に入れるというところが、今までの国がやる事業とはまた違うと。ただ、損保の会社がそういったリスクをどこまで引き受けてくれるのかということはもちろんありますので、全て引き受けることは難しいでしょうし、また、不可抗力に関しては引き受けることは難しいのかもしれませんが、この上のページにもありますように、予見、予測できるような予防方法を尽くすということとプロフィット・ロスシェアリングをどのように考えていくのかをもう少し御説明いただければと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

では、事務局からお答えいただけますか。

○松本審議官 上村先生からお話のあったプロフィット・ロスシェアリングでございますけれども、今般、私どもが非常に有効だったと聞いておりますのは、愛知県の道路公社の有料道路、これは中部新空港に名古屋から行く道路でございますが、SPCでは、収益が上振れ6%以上になったら、6%まではSPCが取るけれども、6%を超える部分は施設管理者が取ります。逆にロスのほうも6%下がるところまではSPCがリスクを取るけれども、6%を超えたリスクは施設管理者が取ります。御案内のように、中部空港も非常にコロナの影響で旅客数が減っております。当然交通量も減ったということでございまして、その

ようなところで、ロスシェアのところは非常に今回有効であったということでございます。

ただ、この何%までをプロフィットあるいはロス、通常はシンメトリックに取ると思うのですけれども、それをするかというところは事業形態によって非常に違うものですから、その設定は非常に難しいところだと思います。また、先ほど6%と言いましたけれども、単純に6%ではなくて、非常に難しい計算式で6%でございます。いろいろな条件がついております。そのようなことで、ただ、一定の範囲内で施設管理者側がロスを取る、コンセッションだからといって全部民間でリスクを取るというのではなくてそういう形と取っているということで、今回注目させていただいたところでございます。御案内のように、リスクの負担は当然リスクの許容力にふさわしい方が取るというのが一番効率的なことでございますので、そのような中で上限を超えたところを施設管理者が取っていくという状況でございます。

以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

倉斗委員、お願いいたします。

○倉斗委員 今の上村委員の御意見、御質問にも関連するのですが、私もあまり専門ではないながらも、今回の不可抗力に関しての定義で、例えばコロナに関しては不可抗力になると思うのですけれども、今後また何十年かたったときに同じように感染症リスクみたいなものがあつたとき、あとは今、非常に大きな災害が相次いでいる中で、予見できなかったと言われる可能性もあるのかと思ったのがまず1点目です。この不可抗力というのは、今、定義を御説明いただいたのですけれども、例えばこういう感染症、疫病みたいなことがまたあつたときには、今のコロナで学んだことが予見できたことと恐らくなるだろうという予定なのか、それはそれで新しいまた感染症があつたのでということになるのかという辺りが、私に分からなかった部分です。

2点目は、非常に柔軟な協議の上でという言い回しが多く出てくるのですけれども、自治体さんや事業者さんとお話をしてるとちょっと怖いというか、どういう責任分担になるのか、誰が決めていいことなのか非常に個別に協議しましょうという言い方で書かれがちで、一体何を基準に決めていけばいいのかという手ごかりも、慣れていないところではなかなかないのではないかとこのことをよく感じています。ですから、今、事務局のお答えにあつたようなこういう例があるとかということが当事者の方々に分かりやすいところに提示されているであるとか、何か手ごかりがないと、どちらもぎりぎりのところで、恐らく事業者さんもぎりぎりのリスクでやられていると思いますし、発注者もお金がないから本当にやっているというところで、できれば負担をしたくないという姿勢は同じなのかなと思うと、協議の進め方や何か少し手ごかりがないと難しいと感じてしまつて、この民間資金の活用に出しにくくなっている自治体も多いのではないかと個人的には感じていますということで、その辺りをお伺いできればと思いました。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

では、事務局からお願いいたします。

○松本審議官 まず1点目の不可抗力というものをどのように今後捉えていくかという点については、既にコロナが起きているので、例えば今のコロナの状況の中で新しく契約するときは、このコロナの状況は予見可能性があるわけでございます。その契約時点における予見の可能性の範囲を前提とした上で、不可抗力になるかならないかという議論がなされていくのが通常の形ではないかと思っております。

2点目でございますが、確かに先生がおっしゃるように協議については難しい点はあるかと思っております。ただ、私どもは基本的には公共サービスを提供することが一番の目的でございますので、公共サービスの提供の期間とコロナの期間というと、当然コロナの期間のほうが短くなる。まだ全体的な解決策が全部出ているわけではありませんけれども、10年、20年という公共施設のサービスの期間よりは短くなってくる。そうすると、我々は公共施設のサービスを継続的にしっかりやっていくことを前提に協議はしてほしいと思っております。

そのときに、99%を公共施設側が取って1%を事業者側が取るとというのが通常の不可抗力条項の今の契約内容なのですけれども、ただ、費用のところは領収書なども出てくるため非常に分かりやすいのですが、収益のほうは見積りの仕方が非常に難しく、そこは先ほど具体例で実績との差分といった例も契約の中でありましたけれども、その両面をしっかり御議論いただいてやっていく。その際に実例というのは非常に参考になるので、そういうものもお示しをしていきたいと思っております。我々が一律に決めることは、なかなか難しいと思います。

例としては、営業できず収益がなかったので期間を延ばすという協議をしているところもございまして、そういうのも収益の補填として方法であるのではないかと。そのようないろいろな例をお示ししながら御協議をしていただきたいと思いますと思っております。

○倉斗委員 今の負担の分担の話なのですけれども、負担や収益という金銭面のこともそうなのですが、責任はどちらに属するのかみたいなことは、これはどこで決まることなのですか。

○松本審議官 責任は施設の所有者の責任と施設の運営者の責任の二つがあります。通常、PFIの場合は運営者の責任はSPC側が取っている状況でございます。施設の所有はBOTとかBOTとかコンセッションなどの形によって違いますが、所有者の責任がないわけではございません。ただ、今回、責任論そのものでは大きなトラブルにはなっていないのではないかと思います。

○倉斗委員 例えばコロナの場合にはやるかやらないかみたいなことですか、どこまでの感染症対策をとったときに、今回の公共施設のことに限らずではないのですけれど

も、各店舗に任せるみたいなどころは結構あると思うのですが、同じように施設でも感染症対策なりを任せますと言われたときの事業者さんの負担感というかリスクみたいなものはどうなっているのかが個人的に分からなかったので、質問させていただきました。ありがとうございました。

○飯島委員長 ほかにはございませんか。

飯島委員、お願いいたします。

○飯島淳子委員 少し質問させていただきたく存じます。アンケートで、数の面ではこういうところで問題が出ているということは明らかなのですが、質といいますか、影響の大きさという面で、素朴に拝見いたしますと、参考資料3の事例5や6は事業の根本的な見直しにまで至っていますので、影響は大きいようにも思いました。こういったことも含めた事例の取扱いも今後考えていくのでしょうか。

今、御議論がございましたリスク分担では非常に難しい問題も出てくると思います。この前の議題にも関わりますけれども、今後PPP/PFIを普及させていくために広域化が必要だとしますと、リスク分担の調整もさらに困難になると思いますが、そういったところとの関係でもどう捉えるのかという全体的な方向性にも関わってくるように思いました。また、小規模自治体についても、参考資料5の6頁を見ますと、優先的検討規程をつくらないうでPFIの方式を選択して実施している10万人以上の団体も少なくないですし、参考資料4では優先的検討規程の運用上の工夫が紹介されています。小規模自治体ならではのPPP/PFIの使い方も探っていくのだらうと思うのですが、全体としてどういう方向性を目指すのか、この機会に考えることもありうるかと思いました。

以上でございます。

○飯島委員長 事務局よりコメントはございますか。

○松本審議官 先生、いろいろな多角的な御視点をいただきまして、どうもありがとうございます。

一つは、質というか影響なのですけれども、コロナの影響が非常に大きかったのは空港のコンセッションでございます。国際線も今は少し動き始めましたけれども、ほとんど止まった時期もございますので、そこにつきましては、空港というのは社会基盤でございますので、国交省でコンセッションか否かを問わず、また、コンセッションについては別の取扱いも含めて、しっかりとした支援策を講じて今に至っているという状況でございます。

おっしゃるように広域化で取り組んでいく話、それから、小規模の自治体でどのようにしていくかというところ、そこは確かに組合せがいろいろ出てくると思います。特に公共団体の構造からしますと、小規模な自治体は都道府県の指導というのが非常に大きな役割もあるので、その辺りも連携しながら進めていかなければいけないと思っております。これは委員の先生方からも常々言われているのですが、PFIをもっと簡単にできるようにしなければならぬというご指摘もあり、小規模自治体になりますと規模的には大きな事業

が少なくなつてまいりますので、簡略化などもしっかり進めていかなければならないと思っております。

リスク分担は、PFIの一番重要なところだと思います。当然リスクの裏腹として利益というのはまた出てくるわけですので、非常に難しいところなのですが、今回のコロナにつきましては予想外、想定外であったところがありますので、そういう形はそんなにこれから大きくなるようなことを祈っているところがございますが、通常はそうしたリスクをしっかり民間側、行政側で精査してやっていくということで、解決を引き続きしていきたいと思っております。

○飯島委員長 それでは、時間も押して参りましたので、次の議事に移らせていただきたいと思っております。本件につき、追加で御意見等ございましたら、事務局にメールで提出していただければと思っております。よろしくお願いたします。

続いて、議事（４）事業推進部会からの報告について、北詰事業推進部会長より御報告と、事務局からの補足説明をお願いいたします。

北詰委員、お願いたします。

○北詰委員 事業推進部会から、多くの委員の先生方に御議論いただきまして、本日、幾つかのマニュアルについて御報告ができる段階になりました。一つは事後評価等マニュアルということでございます。1999年以来ずっとやってきたものの中で、既に事業期間を満了したもの、もうじき満了を迎えるもの等がございます。事後評価の検討をする上では一つのタイミングかなと思っております。

考え方といたしまして、もちろん批判的に事業を見る、評価するという考え方もあるわけですが、PFIを普及促進させていくために、次につながる評価をどのようにしていくかということをお議論いただいたというように考えております。主に例えば事業の15年とか20年という期間の中で、当初担当されていた自治体の方あるいは国の方がいらっしゃらなくて、事後評価をする段階ではまた別の方がやられるということもございますので、どういったマニュアルが必要であるかがポイントで、例えば期間満了の何年前から次期の事業を考えるべきかという点でありますとか、次に、新たな事業者が応募するときに今回の事業中のいろいろな情報をどこまで提示をし、どこは守っていくのかという辺りが幾つか大きな論点になったかと思っております。もちろんほかにもたくさん論点ございましたけれども、そういった点がございました。

また、2点目の民間提案の推進マニュアルということで、もちろんPFIですから、民間からどんどん新しい提案をしていただくのがポイントでございますが、それを促進するため、例えば事業者にどういう提案インセンティブを提供するのかという点でありますとか、提案内容、場合によっては知的財産でありますとかコンフィデンシャルな部分があるわけですが、そういったものをどこまで守り、かつどこは公開していくのかという辺りが大きな論点になったのかなと思っております。そのほかにも様々な論点ございましたけれども、それをまとめた形でマニュアル化しております。

最後、公共施設の非保有手法に関する考え方ということについて御議論いただきました。特に公的機関としては、なかなか非保有というところについては抵抗感がある中で、しかしながら新しい可能性という意味を大きく展開するために、この点について基本的な考え方を取りまとめたものでございます。いろいろな御議論がありましたけれども、いわゆる公共施設のマネジメント全体の中でこの非保有の手法をどのように位置づけ、それで守っていくかという点と、特にファイナンスを中心とした部分について、こういったところは公的機関は必ずしも得意な分野とは限りませんので、そういったところをどのように丁寧に取り扱っていくかということが議論になったのかなと思っております。

大体大きな流れとしてはそんなことになってございますけれども、詳細につきましては事務局より御説明いただければと思います。

以上です。

○飯島委員長 ありがとうございます。

事務局より説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官 ほとんど重要なところは部会長から御説明があったので、あまり私から付け加えるようなところもないのですが、事後評価等のマニュアルにつきましては、この「等」のところがポイントだと思うのですが、事後評価の目的としては、次期事業の選定ですとか、今後の運営の改善の在り方の材料としていただくことも非常に重要なところがございますので、その辺りはしっかり目的などに記載をさせていただいております。次期事業の手法の検討に3年程度を要するのだとすれば、事後評価につきましてはおおむね期間満了の4年程度前から着手していただくことが必要だとか、そういったことにつきましてフロー図等の形でまとめてございます。事後評価に向けた整理すべき情報などにつきましては、従来のモニタリングの情報などをしっかり活用して効率的にやっただくということもポイントとして加えております。評価につきましては、標準的な評価項目などについて記載をしているといったところであります。次期事業手法の検討につきましては、手法選択に当たっての判断基準ですとか、あるいは右下にございますように、実際に次期事業にもPFI事業を採用した事例などを示して紹介をさせていただきます。

次の民間提案のマニュアルにつきましては、資料4-2①でございますけれども、これまでのマニュアルにつきましては、PFI法の第6条に基づいての民間提案、こちらにつきましては、事業者の側でしっかりVFMの算定なども行っていただいで、実施方針を定めるぐらいのレベルまで提案していただくといったものでございますが、実際には民間提案というのは、そのほかにPPP事業に関しての提案でございますとか、あるいは事業案の作成前に民間事業者と管理者が意見交換を行うマーケットサウンディング、あるいは事業化へのアイデア段階での提案を募集するようなケース、様々なケースがありますので、それらを紹介するとともに、それらに対応した内容に充実をしたところであります。

以上が簡単な補足でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

本件は報告事項とのことですが、ただいまの説明に関しまして御質問等がございましたらお願いいたします。

谷口委員、お願いいたします。

○谷口委員 御説明どうもありがとうございます。

簡単な質問なのですがすけれども、事後評価のマニュアル、非常に重要なマニュアルをつくっていただいておりますので、基本的にはこの事後評価のコストを官側が持つのだと思うのですが、事前にPFIをやるときに事後評価用にこのぐらいお金を使うといったことは規定されているのでしょうかということと、事後評価、報告書などを出すのが面倒だといったこともあるのかどうか。事後評価にネガティブな意見もあるのかどうか、その辺りを教えてください。

○飯島委員長 ありがとうございます。

事務局、お願いいたします。

○松本審議官 まず事後評価のマニュアル、今回つくらせていただいたのは、北詰部会長からお話ございましたように、PFIが20年たって事業期間が完了した後、次にPFIなりあるいはコンセッションに移ってもいいような案件でも事後評価をしていなかった、あるいは次の検討をしていなかったところです。このため、PFIにできなかったという案件は多くあったものですから、今回こうしたマニュアルを作成させていただいているところです。

そういう中で、評価にどういうコストがかかるのか、あるいは増やすのかという話なのですが、そこはなるべく今のPFIの中でもモニタリングはやることになってございますので、その資料を活用しながら、なるべく新たな手間というか、そういうものは増えないような形でマニュアルの設計はしているところでございます。

○飯島委員長 よろしいでしょうか。

ほかにはございませんか。

事務局から本件に対して追加で説明しておくことはございますか。

○波々伯部参事官 これらの策定したマニュアルにつきましても、自治体やほかの管理者にしっかり提供させていただいて、積極的な民間提案ですとか適切な事後評価、非保有手法の活用に生かしていただくようにしっかり促していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○飯島委員長 それでは、本件は報告事項ということなので、次の議事に移らせていただきます。続きまして、議事（5）今後の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○波々伯部参事官 それでは、最後の議事でございますが、資料5を御覧いただきたいと思っております。今後の進め方について、本日御説明いたしましたアクションプランの改定案の内容などを踏まえて、本委員会における来期の検討項目について部会ごとに整理したものと、今後のスケジュール等について提案をさせていただくものでございます。



1 ページ目の検討項目でございますが、計画部会におきましては、アクションプランの最後で御説明いたしました、21兆円の事業規模目標の達成などを踏まえまして、今後の新たな目標の設定ですとか、それに向けた推進方策、それから、公共施設等運用事業などの取組方針、今で言うと第4章の部分に当たりますけれども、そちらの内容についても見直すことで御検討いただきたいと考えております。また、新型コロナウイルスへの対応につきましても、先ほども御説明いたしました、引き続きコンセッションなど影響の多い分野につきましても影響を分析していきたいということです。その中で制度改正のニーズなどについても検討をしてみたいと思います。また、議事（1）でも複数の委員や委員長からも御指摘がございました、いろいろな新たな切り口、新たな課題が出てきております。ここに書いてございます脱炭素ですとかカーボンニュートラルというのもそうですし、また、御指摘いただいた行政の広域化やDX、そうした視点もあるかと思っております。そうした視点からのPFIの活用といったことも、こうした一連の目標づくりや推進方策の中でしっかり加味をして検討していただければと考えております。

次に、事業推進部会につきましては、今回のアクションプランの中でも大きな比重を占めておりますけれども、小規模な自治体などへの普及方策について、これもいろいろな視点があるかと思っております。コンサルという話もありましたけれども、地域企業の参画でありますとか、あるいは資金供給の面、人材育成の面といったいろいろなネックがあるかと思っております。そうしたところも含めて総合的にこれを事業推進部会で検討していただきたいということでございますけれども、いかがでございましょうか。

次のページになりますけれども、各部会の検討項目を踏まえまして、現在の委員の構成につきましてはこれをベースとさせていただきたいと思いますが、例えば事業推進部会につきましては、地域の事柄を主に扱うということで、新たに地域の関係者などを専門委員のほうに追加をさせていただくということも検討をさせていただきたいと考えております。具体的にはこれから事務局と各部会長、委員長で相談をさせていただいて、8月頃までにはその辺りの手続を進めさせていただいて、9月頃から各部会での議論などをスタートさせていただきたい、また、随時推進委員会にも検討状況を報告して御議論をいただきたいと考えております。新たな目標の骨格につきましては、できれば年内にその骨格を決定し、年末頃に政府で骨太の方針にぶら下がる改革工程表というものがあるのですけれども、例えばこちらにKPIを反映することができればと思っております。また、推進方策なども含めまして、来期のアクションプランにそちらを反映すべく議論を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

山口委員、お願いいたします。

○山口委員 今の御説明そのものはこれで結構かと思うのですが、先日、会計検査院が国主体のPFI事業について、契約で定めたサービスを民間事業者は適切に提供していないということで、問題のある案件がかなりあったということがありました。これは国だけではなくて自治体でも同様なものが出てくるのではないかと思うので、それはPFI推進委員会がどこかで少し議論をして整理をする必要があるのではないかと考えているのですが、その辺りのお考え。今年度はこういう形でやって、次年度以降少し国の案件でどういう問題があって、その背景はどういうものなのか整理をしていただいた上で、その枠組みを実際に活用しながら、地方自治体の案件についても少し確認をしていくところが必要なのかと思うので、必ずしも今年度やる必要はないと思うのですが、先ほども指摘させていただきましたが、量を拡大していくと結局質で問題があるケースが出てくる。そうすると、その部分のフォローはきちんとしていただく必要があるのではないかと思いますので、その辺りのお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○飯島委員長 ありがとうございます。

この件について、いかがでしょうか。

○松本審議官 先週の金曜日に、会計検査院からPFIに関する報告というものがなされたところでございます。山口先生がおっしゃったのは、法務省の事業で、債務不履行が2,000件ということであったのですが、それは債務不履行なのかどうかといったことも含めて法務省にも照会をしております。私どもは債務不履行といった状態にならないように減額ポイント制度などいろいろなガイドライン等をつくって、民間事業者のサービスが的確に提供されるように、特に継続サービスですからチェックポイントは非常に多いわけでございます。100という要求水準が99だったら全部駄目なのかとか、そういうことではなくて、99はカウントしておいて、それがたまっていったら、本当の債務不履行が起きないように指導する、そんなやり方を私どもはガイドラインでは取っているのです。そのようなところの適用状況なども含めて精査をした上で、また秋の段階、事業推進部会のほうになるのか分かりませんが、そちらに御報告を申し上げたいと思っています。私どもも実態はまだつかめていない状況でございまして、そこら辺を精査した上で改善すべき点、枠組みとして制度的に対応すべきところはあるのかどうかを検討した上で整理していきたいと思っています。

○飯島委員長 ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

私から1件質問させていただきたいのですが、脱炭素に関するPFI事業というのは、例えばどういう案件を念頭に置かれているのですか。

○松本審議官 これからカーボンニュートラルを政府全体で進めていく中で、電力の問題があろうかと思えます。市街地内で開発されている土地で新たに何かをしようという土地、政策的に活用できるような土地は公共的な土地が非常に多いと思っています。例えば上水道だとか、あるいは下水道などは非常に大きな面積を持った処理場

とか浄水施設を市街地に持っておりますので、そういうところの電力、発電や蓄電、そういうものをどのように考えていくのかということもありますし、仮にそういうものを全面的に進めていくということになれば、スピード感、資金、判断など、民間のお力と連携して進めることが非常に有意義なのではないかということで、ここに書かせていただいたところでございます。

○飯島委員長 了解しました。ありがとうございます。

上村多恵子委員、お願いいたします。

○上村多恵子委員 先ほどの事後評価にも関連するのですが、ぜひPFIのコンセッションとか、いろいろなことを進めてきたことによって、どれほど国と地方の財政に寄与して、どういうメリットが数字の面でもあったのか、いわゆるバリュー・フォー・マネーなど、どのようにメリットを数字で換算していくのかというのは、どこかの委員会でやっていただきたいと思います。つまり、財政のバランスシートをどう改善できたのかを示す必要があります。

もう一点は、今、御質問のあったカーボンニュートラル、脱炭素におけるPFIの活用というのは、どのように生かせるのかと思うのですが、ぜひこれは今後の大きな課題ですので、具体的な事例が出てきたら横に水平展開できるような、あるいは参考になるような形で少し発表というか、お知らせいただけたらいいのではないかと思います。

以上でございます。

○飯島委員長 ありがとうございます。

事務局から補足説明をお願いできればと思います。

○松本審議官 事後評価の点につきましては、これまではマニュアルもなかったこともありまして、バリュー・フォー・マネーはおっしゃるような契約時に出して、それが最終的にどうなったかという評価はない状態でございます。その辺りも含めまして、どのように事後評価をしていくかということで今回マニュアルをつくりましたので、今後整理しながらPFIの効果というもの、バリュー・フォー・マネー以外にも、地域の経済という意味では地域の雇用を出しているという効果もございますし、いろいろなところをどのように進めていくかについて、今回計画部会で目標の設定等を議論するときにその辺りも含めて議論を少しさせていただけたらと思っております。

脱炭素は、それ以外にもエネルギー関係をやっているPFIもありますので、そういうものも含めながら、このカーボンニュートラルの時代に役立つPFIの事例が積み重なってきた段階でしっかり整理して提供していきたいと思っております。

○飯島委員長 ほかにはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事は全て審議いただきましたが、この場で御発言いただけなかったり、追加のコメント等がございましたら、後日、事務局へメールで御意見、御質問を提出いただければと思います。

本日の議論を踏まえた委員会としてのアクションプランの改定案等の取りまとめについ

ては、委員長の私に御一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(画面上で委員一同首肯)

○飯島委員長 御一任いただき、ありがとうございます。

よろしければ、本日の議事はここまでとさせていただければと思います。

事務局から、その他連絡事項等があればよろしく願いいたします。

○事務局 最後になりますが、事務局より連絡事項をお伝えさせていただきます。アクションプランの改定等の今後の手続につきまして、本日の議論を踏まえまして、委員長に御相談の上、案を修正させていただき、来月開催予定の民間資金等活用事業推進会議にて決定し、公表される見込みでございます。

次回の委員会の時期ですが、今年の秋以降の開催を予定しております。時期が決まりましたら、また日程調整の御連絡をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。